

成年後見制度

たいせつな
権利や財産を
守るしくみ



■ 成年後見制度は権利や財産を守るしくみです…	2
■ 法定後見制度と任意後見制度の違い ……	4
■ 法定後見制度の申立て手続きの流れ ……	6
■ 任意後見制度の手続きの流れ ……	8
■ Q&A ……	10
■ すみだ福祉サービス権利擁護センター ……	11
■ 専門機関 ……	12

成年後見制度は 権利や財産を守るしくみです

こんなときに
利用できます

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などで、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の、権利や財産を保護し、支えるための制度です。

成年後見制度 の理念

●ノーマライゼーション

判断能力が十分でないからといって、特別扱いするのではなく、今までと同じような生活ができるように支援するべき、という考え方です。

●自己決定の尊重

本人の不利益にならない範囲で、本人の決定を尊重するという考え方です。これまでの生活や現在の状況などを総合的に判断します。

●現有能力の活用

本人が今もっている能力を最大限、活用できるように支援するべき、という考え方です。



財産管理

認知症の父の入院費を払うために銀行へ行ったが、「本人以外は払い戻しできない」と言われた。



親が死亡し、一人暮らしになった知的障害者の兄がいる。相続の手続き、不動産や預貯金をどう管理しているかわからない。

福祉サービスの利用

父が認知症になり、在宅福祉サービスや施設入所の契約内容が理解できない。



消費者被害など



認知症の母は、訪問販売などで不当に高い物を繰り返し買わされてしまう。

※このパンフレットに記載されている「後見人」とは、成年後見人、保佐人、補助人の総称を表わします。

成年後見制度 利用のメリット



成年後見制度を利用して代理権が得られれば、後見人がお父さんに代わって、預金を払い戻し、入院費を支払うことができますようになります。預金や現金はお父さんのものとし管理していきます。



後見人を中心に、お兄さんを地域で支えていきます。預貯金や不動産などの財産を守り、福祉サービスの契約を行うことが後見人の仕事です。



判断能力が不十分なお父さんに代わって後見人が福祉サービスや施設入所契約の内容をよく理解し、契約の代理などをを行います。

後見人が判断して本人に不利益な契約を取り消すことができます。認知症高齢者を狙った悪徳商法の被害を、防ぐことができます。



後見人が 支援できること

財産管理

成年後見人が、本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など、財産に関するについて、保護・支援します。本人のために必要な支出を計画的に行います。

身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などの支援します。

後見人に 与えられる権限

代理権

介護認定の申請や福祉サービスの契約などを、後見人が本人に代わって行うことができます。

また本人のために預貯金の預け入れ、払い戻しなど金融機関の手続きができます。ただし代理権の範囲は本人の判断能力の程度によって異なります。

同意権・取消権

「同意権」とは、本人が重要な財産行為等を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。

「取消権」とは、本人が行った法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく、不必要な契約をしてしまった場合、契約を取り消すことができます。

法定後見制度と 任意後見制度の違い

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」と、元気なうちにあらかじめ後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度の類型は医師の診断書に基づいて、家庭裁判所が判断します。本人を保護する必要性の高い順に、「後見類型」、「保佐類型」、「補助類型」の3類型に分類されます。それぞれの支援者は「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれ、支援できる内容に違いがあります。

本人にできることは何か、支援が必要なことは何か、どうすれば本人のために最善かを考えましょう。



法定後見制度

対象となる人の 判断能力

同意の 有無

後見類型

判断能力が
ほとんどありません

重度の認知症などで、日常的な買い物も自分ではできません。



制度利用に際して
本人の同意は必要
ありません。

保佐類型

判断能力がかなり
衰えています

日常的な買い物はできますが、おつりが分からなくなったり、物忘れが多くなってきた、日常生活にも支障が出てきました。



制度利用に際して
本人の同意は必要
ありません。

補助類型

援助が必要な
場合もあります

本人は、少し認知症かなと感じています。難しい契約をひとりするのは不安な状態です。



制度利用に際して
本人の同意が必要
です。

任意後見制度

元気で契約締結能力がある人が対象です

現在は大丈夫ですが、将来の財産管理や生活が不安。
あらかじめ後見人や支援して欲しいことを契約で決めておきたい。



将来に備えて、本人が任意に契約します。

支援する人の 名称

後見人が できること

成年後見人

日用品の購入や公共料金の支払いなどを除く、すべての「法律行為」※¹を本人に変わって行ったり（代理権）、必要に応じて取り消したりします（取消権）。本人のことだけではなく、現在の生活状況から、本人にとっての最善の利益を考えて支援することが大切です。

※1「法律行為」とは

後見人が行う法律行為とは、主に財産管理や、生活・療養看護に関する事務です。食事の支度や部屋の片付け、身体介護といった支援は後見人の仕事には含まれません。

保佐人

申立て時に、「保佐人」による代理が必要な項目を選択します。

本人とよく話し合い、支援内容に納得（同意）してもらったうえで、申立てをすることが必要です。

また保佐人は、「重要な法律行為」※²についての同意（了承）をする権限を持ちます。本人が保佐人の同意を得ないで重要な法律行為を行った場合は、その行為を取り消すことができます。



※2「重要な法律行為」とは

- ① 貸金の元本の返済を受けること。
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

補助人

申立て時に、「補助人」による代理・同意・取消が必要な項目を選択します。

本人とよく話し合い、支援内容に納得（同意）してもらったうえで、申立てをすることが必要です。

公証役場で契約

判断力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて任意後見人を決めておき、公証役場で任意後見契約を結びます。

任意後見受任者が、任意後見契約で定めておいた財産管理や身上監護に関する法律行為を本人に代わって行います。同意権・取消権はありません。

後見人の業務に 含まれないものは？

後見人が行う必要がないこと

- 入院や施設入所時の身元保証人、身元引受人になること
- 医療行為に対する同意

後見人が行うことができないこと

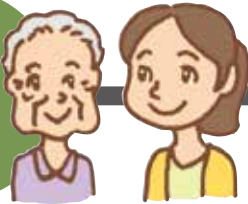
- 本人の本質的な意思が必要な行為（遺言、結婚、認知、養子縁組など）



法定後見制度の 申立て手続きの流れ

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所
に対する申立て手続きが必要になります。

検討



申立て準備

● 本人の診断書をとりま

医師による診断書（成年後見用）をとり、後見・保佐・補助のいずれに該当するかを判断します。

費用

成年後見診断書
… 3,000 ～ 10,000 円程度

● 申立人を検討します。

申立てをすることができる人は、以下のとおりです。

申立てできる人

- 本人、配偶者、四親等内の親族（下図参照）
- 区市町村長、検察官など

● 後見人の候補者を検討します

成年後見人になれる人

- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、その他、市民後見人など第三者になることができます。
- 法人

※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。

※複数の人になることもできます。

※申立ての時点で後見人の候補者がいない場合も、申立てできます。

● 申立てに必要な書類を準備します

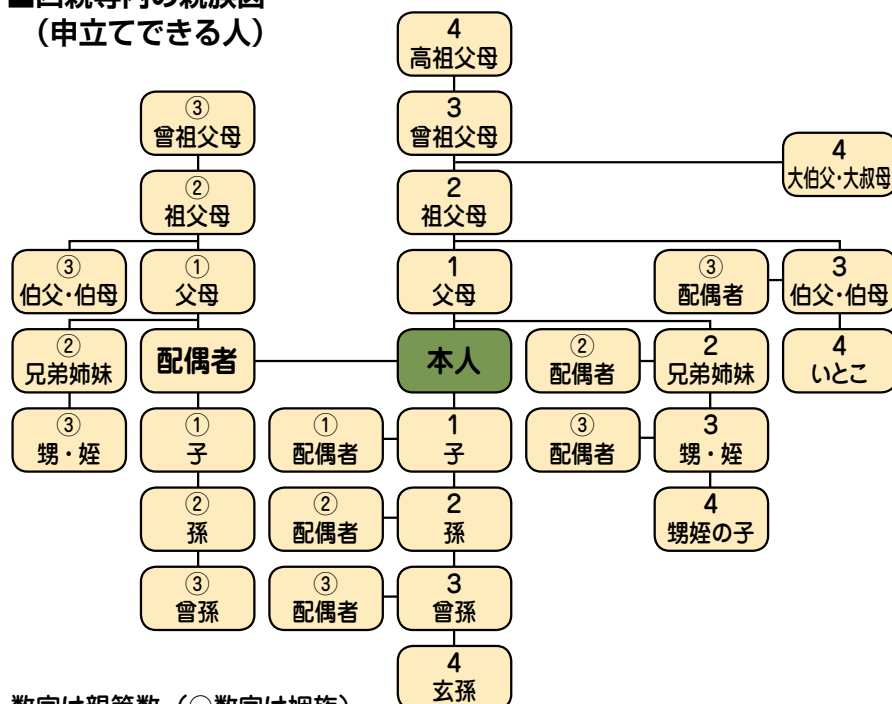
書類と費用

<東京家庭裁判所の例>

- ① 申立書など
 - ② 本人の戸籍謄本・住民票
 - ③ 本人の「後見登記されていないことの証明書」… 300 円
 - ④ 本人の診断書（成年後見用）
 - ⑤ 後見人候補者の戸籍謄本・住民票
 - ⑥ 印紙・切手類… 1 万円程度
 - ⑦ 鑑定費用…………… 10 万円
- ※鑑定省略の場合、鑑定費用はかかりません。
※住民票は本籍地記載のものがが必要です。

費用合計…………… 約 11 万円程度

■ 四親等内の親族図 （申立てできる人）



数字は親等数（○数字は姻族）

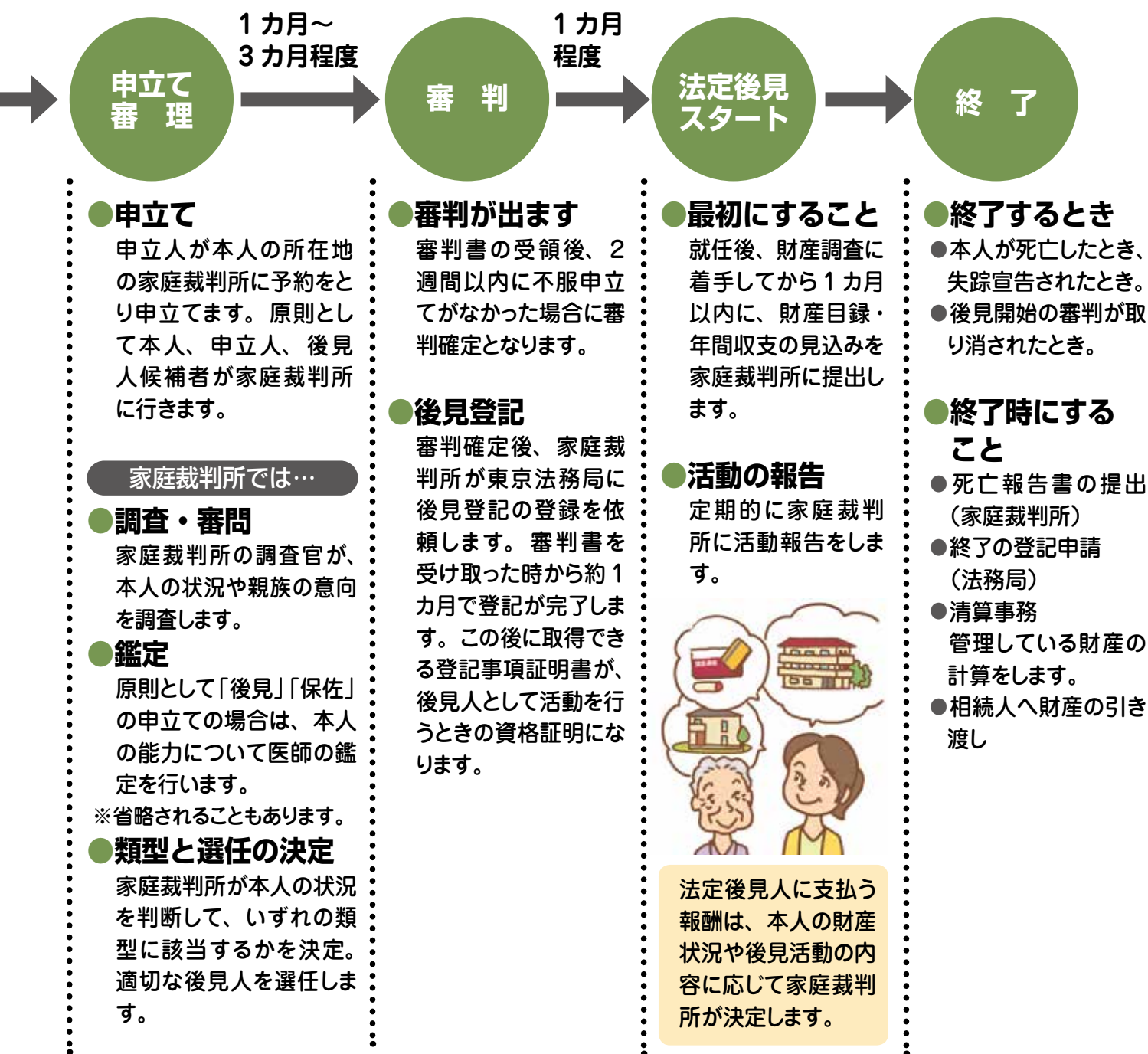
家庭裁判所



● 知っておくと便利！

書類の書き方教えます！

「申立書の書き方が分からない」「専門家に作成を依頼したい」という方は、権利擁護センターにご相談ください。記入方法をお伝えしたり、専門家の紹介をいたします。



● **知っておくと便利！**

申立てに必要な書類の入手先はここ！

- 診断書様式
- 申立ての手引き
- 申立書類



東京家庭裁判所ホームページ

東京家庭裁判所 後見サイト

検索

※権利擁護センターでもお渡してきます

東京法務局ホームページ

東京法務局

検索

- 登記されていないことの証明書



- 印紙・切手類



東京家庭裁判所地下の売店でまとめて購入可能

任意後見制度の 手続きの流れ

任意後見制度を利用するには、公証役場に行き公正証書による契約が必要になります。

検討

契約

判断能力が
低下したら

将来、判断力が
低下したときに
備えて



● 後見をお願いする 人を決めます

任意後見人になれる人

成人であればだれでも任意後見人になることができます。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家や社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

● 任意後見受任者に委任する 内容を決めます

本人と任意後見受任者（将来、任意後見人になる人）との話し合いにより、委任する内容を決めます。

委任する内容

- 財産管理に関する法律行為
 - 身上監護に関する法律行為
- P3 参照

任意後見人に支払う報酬

本人と任意後見受任者との話し合いであらかじめ報酬を決めておきます。

● 任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が、いっしょに公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。（任意後見契約は公正証書によってしなければなりません。）病気等で公証役場に行けない場合には、公証人に出張してもらうことも可能です（有料）。

必要な書類

本人に関するもの

①戸籍謄本②住民票③印鑑登録証明書

任意後見受任者に関するもの

①住民票②印鑑登録証明書

その他

診断書や財産目録等が必要な場合もあるので、公証人に確認してください。

任意後見契約書作成にかかる費用

- ①任意後見契約公正証書作成の基本手数料
..... 11,000 円
- ②登記嘱託手数料..... 1,400 円
- ③登記所に納付する印紙代 2,600 円
- ④その他 証書代・登記嘱託書郵送用切
手代など



● 知っておくと便利！

財産 管理 契約

自分の財産管理を第三者に委任する契約です。判断能力はしっかりしているけど、高齢のため身体が不自由になって、自分ひとりでは財産を管理することが難しくなった場合などに利用することができます。

申立て

●任意後見監督人の選任を申立て

本人の判断能力が不十分になった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

提出する書類

申立書類

申立書、申立事情説明書、財産目録、収支状況報告書、任意後見受任者事情説明書

本人に関するもの

戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、後見登記事項証明書（任意後見）、診断書、任意後見契約公正証書の写し

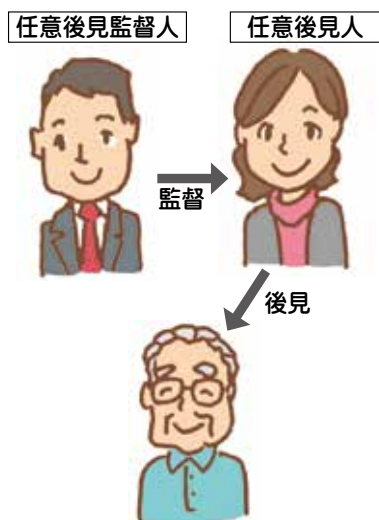
監督人の選任にかかる費用

- ①収入印紙…………… 2,200 円
- ②郵便切手…………… 3,200 円

任意後見スタート

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するため、必ず任意後見監督人が選任します。

また、任意後見監督人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約に基づいた代理権の範囲で、後見開始します。



任意後見契約終了

●契約が終了するとき

- 死亡等
本人や任意後見人の死亡・破産
- 契約の解除
正式な事由と家庭裁判所の許可が必要
- 任意後見人の解任
- 法定後見を開始する場合

●知っておくと便利！

死後の事務委任

任意後見は判断能力が低下したときに備える制度ですので、この制度だけでは死後のことまで備えることはできません。公証役場では任意後見契約と一緒に遺言書を作成することができます。

また葬儀や埋葬方法、家財の片づけなどの死後事務を第三者に委任しておくことができます。

Q&A

よくある質問です

Q 手続きが難しくて申立てが
できそうにない…

A 申立て手続きを
委任することができます

自分ひとりでは申立てや手続きを進めて
行くことが不安な場合には、弁護士や司法
書士等に申立て手
続きを委任したり、
相談・支援を受け
ることができます。



Q 後見人になる人がみつからないと
申立てができない？

A 申立てはできます

身近に後見人になってくれる人がいなく
ても、家庭裁判所が本人の意思を尊重し、
適任の後見人を選任します。また、弁護士、
司法書士、社会福祉士等を後見人の候補者
としてあらかじめ依頼することもできます。

Q 後見人への報酬金額は
どのようにして決まるのですか？

A 家庭裁判所が決めます

後見人への報酬は、本人の資力や後見人
の業務内容などに応じて家庭裁判所が決め
ます。申立てをした人や親族が負担するも
のではなく、本人の財産から支払われます。
親族が後見人になった場合も家庭裁判所が
扶養義務を含めた条件等を考慮して決定し
ます。

通常の後見事務を行った場合の報酬の目
安（基本報酬）は、月額2万円ですが、管
理する財産額などによって変わります。任
意後見では任意後見監督人への報酬もあり
ますので、注意が必要です。

Q 自分の兄が認知症の母の貯金を
勝手に引き出すので困っている

A 成年後見制度を利用することで
本人の権利を守ることができます

本人が認知症によって金銭管理ができな
い場合、本人の財産が本人のために使われ
るように誰かが支援しなければなりません。
そのような状態の中、本人の支援を期待さ
れる親族が、本人の意思を尊重することな
く本人のため以外の目的でお金を使えば、
本人の権利は侵害されてしまいます。本人
の権利を尊重できる親族、または弁護士な
どの第三者が後見人となれば、家庭裁判所
の監督のもと、本人の権利や財産を法律的
に守ることができます。



Q 被後見人になることで
制限されたりなど、デメリットは？

A 本人や周りの人を守るために
制限があります

後見類型の場合、印鑑登録は抹消されま
す。また、会社の取締役や専門的資格を必
要とする職に就くことはできなくなります。

保佐類型の場合、印鑑登録はできますが、
会社の取締役や一部の専門的資格を必要と
する職に就くことはできません。

補助類型に資格制限はありません。

お気軽に
ご相談ください

すみだ福祉サービス 権利擁護センター

☎03-5655-2940

FAX03-3612-2944

相談：月～金 午前9時～午後5時

成年後見制度のことを
もっと知りたい



成年後見制度利用支援【相談無料】

すみだ福祉サービス権利擁護センターでは、成年後見制度利用のお手伝いをします。電話や窓口で、相談を受け付けています。（相談に来られる場合は事前にご連絡ください。）

- 後見申立てに必要な書類も揃っています。
- 後見人を引き受けてくれる団体をご紹介します。

困ったことが
起きた！



弁護士による法律相談【相談無料／要予約】

毎月第3木曜日 午後1時半～4時半

- 成年後見制度、任意後見制度について
- 高齢者や障害者に関する相談や遺言について
- 消費者被害 など

財産の管理が心配！
福祉の契約を手伝って



地域福祉権利擁護事業【有料サービス】

- 福祉サービス利用援助…… 福祉サービスの利用方法などの相談や利用料のお支払をお手伝いします。
- 日常的金銭管理サービス…… 日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。
- 書類等預かりサービス…… 日頃使わない大切な書類をお預かりします。

報酬が払えない



成年後見人等への報酬費用の助成

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し、報酬費用を助成します。対象者は以下の全てにあてはまる方です。

- 本人や親族の申立によって成年後見制度を利用している方
- 親族以外の方が成年後見人等に選任されている方
- 収入や資産が一定額以下の方

近年、成年後見人は弁護士などの専門職が選任されるケースが多く、本人の親族は3割ほどになっています。しかし、身寄りがなく、弁護士などへ報酬を支払う余裕がない高齢者も増加し、制度を利用したくてもできない方が増えることが懸念されています。

墨田区では市民後見人の養成に力を入れています。市民後見人養成研修を受け、知識・技術を身につけた区民が、同じ墨田区に住む方をサポートすることで社会に貢献し、誰もが住みやすいまちをつくっていきます。地域の社会貢献のカタチ・市民後見人にあなたもなってみませんか？

市民後見人募集中

市民後見人養成研修を開催しています

地域の
みんなで
支える
社会貢献のカタチ

詳しくは、すみだ福祉サービス権利擁護センターにお問い合わせください。



■専門機関

成年後見制度の申立て手続き、書類の取得に関すること

東京家庭裁判所 後見センター 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-2
 ●音声案内 ☎ 03-3502-5454
 ●申立て予約専用 ☎ 03-3502-5359、-5369

後見登記に関すること

東京法務局 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎 4 階
 ☎ 03-5213-1360 (後見登録課)

成年後見申立て手続きや成年後見人の依頼に関すること

東京弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」
 第一東京弁護士会成年後見センター「しんらい」 } 三会統一電話相談
 ☎ 03-3581-9110
 第二東京弁護士会 高齢者・障害者財産管理センター「ゆーとりな」

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部 ☎ 03-3353-8191

社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ東京」 ☎ 03-5944-8680

任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

錦糸町公証役場 〒130-0022 墨田区江東橋 3-9-7 国宝ビル 5 階
 ☎ 03-3631-8490

向島公証役場 〒131-0032 墨田区東向島 6-1-3 小島ビル 2 階
 ☎ 03-3612-5624

お問い合わせは

社会福祉法人●墨田区社会福祉協議会 すみだ福祉サービス権利擁護センター

〒131-0032

墨田区東向島2-17-14 すみだボランティアセンター内

相談専用電話 **5655-2940**

FAX **3612-2944**

ホームページ <http://www.sumida-shakyo.or.jp/>

- 東武鉄道(伊勢崎線)東武曳舟駅下車1分
- 京成電鉄(押上線)京成曳舟駅下車5分
- 都バス(里22)日暮里駅~亀戸駅 東向島広小路下車6分
- 都バス(墨38)東京都リハビリテーション病院~両国駅 墨田区曳舟文化センター前下車5分
- 都バス(草39)金町駅~浅草寿町(上野松坂屋前) 東向島一丁目下車3分

